

原子力施設等におけるトピックス
(令和6年2月26日～3月3日)

令和6年3月6日
原子力規制庁

○令和6年2月26日～3月3日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和6年2月26日～3月3日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
2月26日	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	敦賀発電所2号機における運転上の制限からの逸脱・復帰について	LCO逸脱(26日19:11) LCO復帰(29日11:03)

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>
該当なし

(別紙)敦賀発電所2号機における運転上の制限からの逸脱・復帰について(当庁HP及び事業者公表資料)

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

情報提供 異常なし(第1報)愛媛県南予で発生した地震の影響



緊急時ホームページ/メール登録

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [原子力施設別表示](#)

現在位置

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [日本原子力発電株式会社](#) [敦賀発電所](#)

日本原子力発電(株)から敦賀発電所2号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会

掲載日：2024年2月27日

日本原子力発電(株)から敦賀発電所2号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和6年2月26日に日本原子力発電株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、敦賀発電所2号機の運転上の制限^(注)からの逸脱について報告を受けました。

本事象は、保安規定に定めるディーゼル発電機の台数を確保できなくなったことによるものです。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

関係資料

 [敦賀発電所2号機 運転上の制限の逸脱について【PDF：202KB】](#) 

関係ページ

[日本原子力発電株式会社](#) [敦賀発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田
担当：小野、高木

電話（直通） 03-5114-2262 電話（代表） 03-3581-3352

2024年2月29日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所2号機 運転上の制限の逸脱からの復帰について

敦賀発電所2号機は第18回定期検査中において、2月26日17時27分頃、原子炉補機冷却海水系B系のマンホールフランジ部のボルトをゆるめるべきところ、誤ってA系のマンホールフランジ部（以下、「当該フランジ部」という。）のボルトをゆるめたことから、当該フランジ部からの海水の漏れを確認しました。

当該フランジ部を点検する必要があることから、Aディーゼル発電機の冷却水として必要な原子炉補機冷却海水系A系を停止するため、Aディーゼル発電機を待機除外としました。現在、Bディーゼル発電機は点検中のため待機除外となっていることから、同日19時11分に保安規定の運転上の制限[※]を満足していない状態にあると判断しました。

今後、当該フランジ部を速やかに点検、復旧するとともに、Aディーゼル発電機を運転上の制限を満足する状態に復帰してまいります。

なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。

※：保安規定第273条では、モード1、2、3及び4以外において、ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備が動作可能であることを規定しています。

(2024年2月26日お知らせ済み)

その後、当該フランジ部を点検するとともに、原子炉補機冷却海水系A系の復旧を行い、異常がないことを確認したことから、Aディーゼル発電機を待機状態としました。

これにより、本日11時03分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

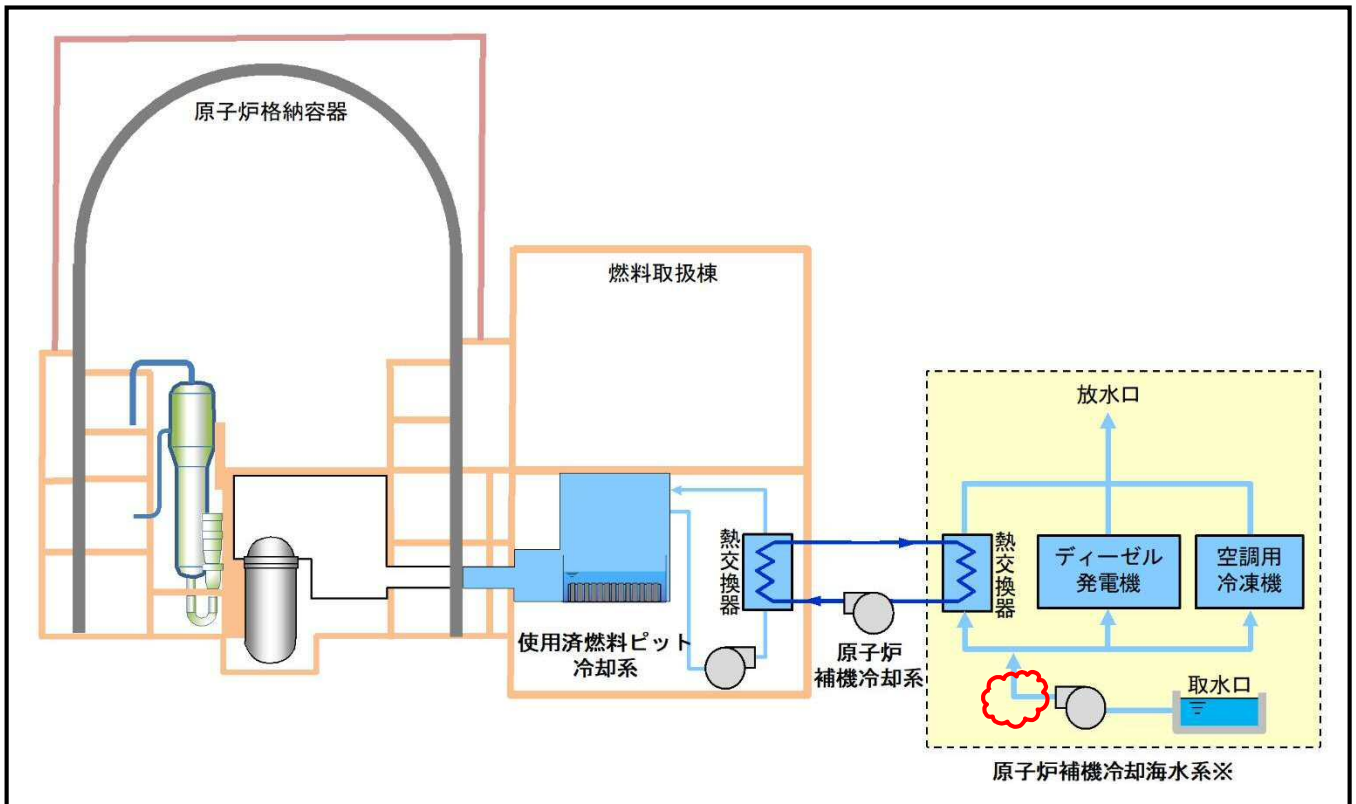
なお、プラントの状況に異常はなく、本事象による環境への放射能の影響はありません。

添付資料1：敦賀発電所2号機 A原子炉補機冷却海水系配管マンホールフランジ部からの海水漏れ

以上

敦賀発電所 2号機 A原子炉補機冷却海水系配管マンホールフランジ部からの海水漏れ

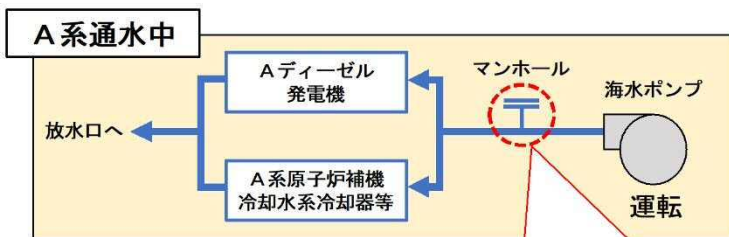
<全体系統図（事象発生時）>



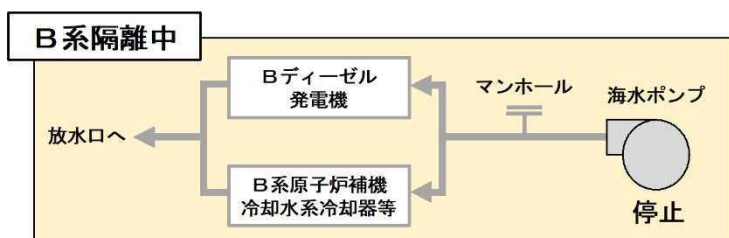
※原子炉補機冷却系熱交換器、ディーゼル発電機の冷却水および潤滑油等の冷却、空調用冷凍機などに海水を供給するための系統

<原子炉補機冷却海水系統概略図（事象発生時）>

<当該部写真>



B系マンホールフランジ部のボルトをゆるめるべきところ、誤ってA系のボルトをゆるめたことから、当該フランジ部から海水が漏れ出した。



マンホールフランジ部の仕様

- ・直径：600mm
- ・材質：炭素鋼
- ・ボルト本数：24本
- ・ゴムガスケット

（ディーゼル発電機—モード1，2，3及び4以外—）

第273条 モード1，2，3及び4以外において，ディーゼル発電機は，表273-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 発電長(2号炉担当)は，モード1，2，3及び4以外において，1ヶ月に1回，ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。

イ. ディーゼル発電機を待機状態から始動し，無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345$ V及び周波数が 60 ± 3 Hzであることを確認する。

ロ. 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。

3. 発電長(2号炉担当)は，ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表273-3の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャーによる照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャーは，同表の措置を講じる。

表273-1

項目	運転上の制限
ディーゼル発電機	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※1※2} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表273-2に定める制限値内にあること ^{※3}

※1：ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※2：ディーゼル発電機には，非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は，複数の号炉で共用することができる。

※3：ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表273-2

項目	制限値
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	1,118 L 以上

表 273-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. ディーゼル発電機 2 基 及び非常用発電機 1 基 のうち、2 基以上が動 作不能 ^{※4} である場合	A. 1 発電長 (2 号炉担当) 及び炉心・燃料グ ループマネージャーは、照射済燃料の移 動を中止する ^{※5} 。	速やかに
	及び A. 2 発電長 (2 号炉担当) は、1 次冷却材中 のほう素濃度が低下する操作を全て停 止する。	速やかに
	及び A. 3 発電長 (2 号炉担当) は、ディーゼル発 電機 2 基及び非常用発電機 1 基のうち、 少なくとも 2 基を動作可能な状態に復 旧する措置を開始する。	速やかに

※4：ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。